

# 学 院 細 則

## (目 的)

第1条 ここに定める細則は、学則第35条の規定に基づき、学則に定めるものの他、学生に必要な事項について定める。

## (在学期間)

第2条 学院の在学期間は、学則第3条の規定により学科毎に修業年限の2倍の期間とする。ただし、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

## (単位の認定)

第3条 単位の認定にあたっては、当該年度の学費を納入しているものとする。

## (既修得単位の申請等)

第4条 学則第16条第3項の規定に基づき、単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、既修得単位認定申請書(別記様式)に成績証明書又は単位修得証明書を添えて、学院長に申請しなければならない。

2 既修得単位の認定は、当該授業担当教員の意見を聞き、教職員会議で行う。

## (入学試験)

第5条 学則第19条に定める入学試験は、次の各号により実施する。

(1) 一般入学試験は所定の出願資格を満たした者に対し、教科試験及び面接を実施する。

(2) 推薦入学試験は所定の出願資格を満たした者に対し、面接を実施する。

(3) 総合型選抜は所定の出願資格を満たした者に対し、面談を実施する。

(4) 特別専願入学試験は所定の出願資格を満たした者に対し、課題作文及び面接を実施する。

2 入学試験の可否の判定は、試験結果及び出願書類を考慮し、教職員会議の議を経て学院長が行う。

3 学則第19条第3項の規定により、原則として1回追試験(入学試験)を実施する。この場合、原則として公的機関もしくはそれに準ずる機関の発行する証明書を添付して、学院長に追試験(入学試験)願を提出し、許可を受けなければならない。追試験に関する細部は、そのつどこれを定める。

## (転入による入学)

第6条 学則第21条により転入学を志願する者については、別記様式による転入学願に、現在在籍する学校もしくは養成施設の在学証明書、成績証明書、その他必要書類を添付して学院長に願い出なければならない。

2 入学志願の手続は、学則第18条の規定を準用する。

3 入学試験に関しては教科試験及び面接を行う。

4 入学手続は、学則第20条の規定を準用する。

5 転入学した者に対する既修得単位の認定については、必要書類等を審査の上、教職員会議の議を経て学院長が行う。

(編入による入学)

- 第7条 学則第22条により編入学を志願する者については、別記様式による編入学願に、在籍した学校もしくは養成施設の成績証明書、その他必要書類を添付して学院長に願出しなければならない。
- 2 入学志願の手続は、学則第18条の規定を準用する。
  - 3 入学試験に関しては教科試験及び面接を行う。
  - 4 入学手続は、学則第20条の規定を準用する。
  - 5 編入学した者に対する既修得単位の認定については、必要書類等を審査の上、教職員会議の議を経て学院長が行う。

(転科)

- 第8条 学則第23条の規定により転科を志望する者については、別記様式により、学院長に願出しなければならない。

(定期試験)

- 第9条 定期試験は、原則として前学期・後学期の学期末にそれぞれの学期に履修した授業科目に対して行うものとする。
- 2 やむを得ない理由で、定期試験を受けることができなかつた者に対し、追試験を行うことができる。

(追試験)

- 第10条 学則第14条第4項および学院細則第9条2項の規定により、原則として1回追試験を実施する。この場合、原則として公的機関もしくはこれに準ずる機関の発行する証明書を添付して、学院長に追試験願を提出し、許可を受けなければならない。
- 2 追試験の評価は、学則第14条第1項の規定による。
  - 3 追試験の受験を希望する者は追試験実施日の前日までに追試験料として3,000円を納入しなければならない。

(再試験)

- 第11条 定期試験で不合格となった者に対して、原則として1回、再試験を実施することができる。
- 2 再試験の評価は、学則第14条第1項の規定によるが、原則として60点以上の点数も60点として評価する。
  - 3 再試験の受験を希望する者は、再試験実施日の前日までに再試験料として、3,000円を納入しなければならない。
  - 4 やむを得ない理由で、再試験を受けることができなかつた場合は、原則として公的機関もしくはこれに準ずる機関の発行する証明書を添付して、学院長に公欠に伴う再試験願を提出し、許可を受けなければならない。

(試験時の取り扱い)

- 第12条 試験時には学生証を提示するものとする。
- 2 試験時の入室は、試験開始後30分までとし、それ以降の入室を認めない。また、退室については、試験開始後30分以降の退室を認める。
  - 3 不正行為を発見された者の処置は次のとおりとする。
    - (1) 当該授業科目の成績の評価及び当該学年の成績の評価を行わない。したがって留年となる。

(2) 停学以上の懲罰に付する。

(進級)

第13条 進級判定は3月に行われる教職員会議（進級判定）で行う。

- 2 進級基準は、教育課程に定められる各学年の授業科目をすべて履修し、各授業科目の評価点の合計を授業科目数で割った学年平均成績が60点以上であることとする。ただし、学年平均成績が60点以上ありながら1科目以上の授業科目で60点に達しなかった者の処置については、学科毎に別に定める基準に諸々の教育・指導上の効果等を勘案して教職員会議がこれを決定する。
- 3 前項により進級を認定した者で合格点に達しない授業科目が残されている場合には、次年次内において当該授業科目の領域における補習的教授・指導・課題等により合格点を満たさなければならない。
- 4 進級にあたっては、当該年度の学費を納入していることとする。教職員会議（進級判定）の時点で学費未納の場合については、判定保留とし、当該年度末の3月31日までに納入が確認できた時点で学院長が進級判定を行う。年度末日までに学費納入を確認できない場合は、3月31日をもって退学（懲戒）とし、学費未納の学年次の単位は認めないこととする。

(卒業)

第14条 卒業判定は1月に行われる教職員会議（卒業判定）で行う。

- 2 卒業資格は教育課程に定められる全科目を履修し、それぞれの授業科目の成績が60点以上であることとする。
- 3 合格点に達しない授業科目がある者の処置については、学科毎に別に定める基準に諸々の教育・指導上の効果等を勘案して教職員会議にて卒業延期または留年とする。
- 4 前項により卒業延期となった者は、次年度内において当該授業科目の再履修もしくはその領域における補習的授業・指導・課題等により合格点を満たさなければならない。当該授業科目全てに合格した時点で、教職員会議に諮り卒業判定を行う。
- 5 卒業にあたっては、当該年度の学費を納入していることとする。教職員会議（卒業判定）の時点で学費未納の場合については、判定保留とし、当該年度末の3月31日までに納入が確認できた時点で学院長が卒業判定を行う。年度末日までに学費納入を確認できない場合は、3月31日をもって退学（懲戒）とし、学費未納の学年次の単位は認めないこととする。

(留年者・休学者の単位の取り扱い)

第15条 留年と判定された者・休学者の単位の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 1年次については、基礎分野に限って合格点に達した授業科目の所定の単位を授与し、再履修を免ずる。
  - (2) その他の年次については、当該年次における全ての授業科目について再履修を要するものとし、合格点に達した授業科目についてもその単位を授与しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、学則第16条により認定された既修得単位については、これを除外する。

(中途退学者の単位の取り扱い)

第16条 退学者の単位については、原則として退学日までに学則第15条に則り認定された科目についてのみ所定の単位を与える。

(出席・欠席・遅刻・早退)

第17条 各授業の出席・欠席は原則として、毎授業開始の時点でとるものとする。

- 2 遅刻・早退・欠席の判定は、以下のとおりとする。
  - (1) 授業開始後、30分以内に授業に参加した場合は、遅刻とする。
  - (2) 授業終了前、30分以内に教場を退出したときは、早退とする。
  - (3) 遅刻・早退いずれの場合も30分を超えたときは、授業に参加しても欠席とする。
- 3 遅刻・早退は3回をもって欠席1回とみなす。

(学生証)

第18条 学生は、入学時及び年度毎に学院長から学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

- 2 学生証の様式は別に定める。
- 3 学生証は、卒業、退学により学籍を離れたときは、直ちに返納しなければならない。
- 4 学生証を紛失又は汚損した時は、別記様式により、学院長に届出た上、速やかに再交付を受けなければならない。

(健康診断)

第19条 学生は、学院が毎年定期に実施する健康診断を受けなければならない。

(健康管理上の諸処置)

第20条 前条の健康診断のほか、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法令に基づき、学院の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。

- 2 学院長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適當な者及び学業の履修が困難と判定される者に対して治療を命じ又は出席を停止させることができる。

(団 体)

第21条 学生が団体を結成しようとするときには、別記様式により、学生団体設立願を学院長に届出て承認を受けなければならない。

(建物・施設・物品の使用)

第22条 学生が集会等のため、学院の建物・施設又は物品などを使用する場合は、あらかじめ別記様式により願い出て、学院長の許可を受けなければならない。

(掲示・印刷物の配布)

第23条 学生が学院内において、ビラ、ポスター、パンフレットの掲示、もしくは配布をしようとするときは、あらかじめ別記様式により学院長の許可を受けなければならない。

- 2 掲示の場所は、指定された場所以外を使用してはならない。

(成績の表記)

第24条 学則第14条の規定により、成績の評価は下記のとおりとする。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 80点 ～ 100点  | A |
| (2) 70点 ～ 80点未満 | B |
| (3) 60点 ～ 70点未満 | C |
| (4) 60点未満       | D |

(委 任)

第25条 この学院細則に定めのない事項については、学院長がこれを定める。